

各特別管理産業廃棄物（廃石綿等）収集運搬業者 様

鹿児島県環境林務部
廃棄物・リサイクル対策課長

汚泥に該当する石綿含有産業廃棄物に係る収集運搬業許可の取扱いについて
(通知)

当県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき、感謝申し上げます。

これまで石綿含有仕上塗材（以下「塗材」という。）については、施工当時に吹付け工法により施工されたものであれば、廃棄物となったものは特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」に該当し、吹付け以外の工法により施工されたものであれば、廃棄物になったものは「石綿含有産業廃棄物」に該当するとされていましたが、令和3年3月に国が「石綿含有産業廃棄物等処理マニュアル」を改定し、工法を問わず塗材が廃棄物となったものは「石綿含有産業廃棄物」に該当することとされました。

また、塗材が廃棄物となったものは石綿含有産業廃棄物の汚泥に該当する場合がありますとされました。

については、特別管理産業廃棄物収集運搬業許可の事業の範囲に「廃石綿等」を有し、石綿含有産業廃棄物の汚泥の取扱いを希望する場合は、下記により手続きを行ってください。

なお、既存の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証の有効期限内においては、これまでどおり、廃石綿等に準じて特別管理産業廃棄物として運搬できるものとします。

記

1 産業廃棄物収集運搬業許可の取扱いについて

(1) 産業廃棄物収集運搬業許可証の事業の範囲に「汚泥」ありの場合

産業廃棄物処理業変更届出の提出により、「汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）」として許可証を交付します。（必要書類等については後述2，3を参照）

変更届出の受付については、令和3年10月1日時点で有効な特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物収集運搬業許可証に記載の有効期限のうち早い期日までとします（当該期日以降に手続きを行おうとする場合については、変更許可申請が必要となります）。

(2) 産業廃棄物収集運搬業許可証の事業の範囲に「汚泥」なしの場合

変更許可申請が必要です。

(3) 産業廃棄物収集運搬業許可がない場合

新規許可申請が必要です。

2 変更届出に必要な書類

(1) 産業廃棄物処理業変更届出書（様式第11号）

(2) 事業計画の概要を記載した書類

(3) 運搬容器の写真

塗材が廃棄物になったものは、飛散性が高いおそれがあり、また、汚泥状であれば袋の破損等が起こると廃棄物が流出する蓋然性が高いため、耐水性プラスチック袋等により二重梱包を行う必要があります。

(4) 現許可証の写し（※産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業）

(5) その他

鹿児島県ホームページに記載例を示しております。

ホーム>くらし・環境>廃棄物・リサイクル>廃棄物処理法改正に係る情報>
石綿含有産業廃棄物の取扱いについて

3 変更届出の提出先

○申請者の主たる事務所又は事業場の所在地が県内（鹿児島市を除く）の区域の場合
管轄する各地域振興局及び各支庁

○申請者の主たる事務所又は事業場の所在地が鹿児島市の区域又は鹿児島県外の区域である場合

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課

（問合せ先）

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課
産業廃棄物係 出之口，久保

TEL 099-286-2596 FAX 099-286-5545

E-mail emsangyo@pref.kagoshima.lg.jp